令和七年度前期特定計量器定期検査日程

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百五十二号）第九条第一号又は第五号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	令和七年四月十六日（水）	午前十時から午後三時まで	JA南アルプス市アグリガーデン北部	南アルプス市	一般社団法人山梨県計量協会
	令和七年四月十七日（木）	同	同	同	同
	令和七年四月十八日（金）	同	同	同	同
	令和七年四月二十一日（月）	同	JA南アルプス市飯野共選所	同	同
	令和七年四月二十二日（火）	同	同	同	同
	令和七年四月二十四日（木）	同	JA南アルプス市西野共選所	同	同
	令和七年四月二十五日（金）	同	同	同	同
	令和七年五月八日（木）	同	南アルプス市役所新館	同	同
	令和七年五月九日（金）	同	同	同	同
	令和七年五月十二日（月）	午前十一時から午後二時まで	丹波山村役場	丹波山村	同
	令和七年五月十三日（火）	午前十一時から午後三時まで	小菅村役場	小菅村	同
	令和七年五月十五日（木）	午前十時半から正午まで	上野原市役所棡原出張所	上野原市（旧秋山村を除く。）	同
	令和七年五月十六日（金）	同	上野原市役所甲東出張所	同	同
	令和七年五月十九日（月）	午前十時半から午後三時まで	上野原市役所本庁舎	同	同
	令和七年五月二十日（火）	同	同	同	同
	令和七年五月二十二日（木）	午前十時から午後三時まで	昭和町総合体育館	昭和町	同
	令和七年五月二十六日（月）	同	甲斐市竜王武道館	甲斐市（旧双葉町を除く。）	同
	令和七年五月二十七日（火）	同	同	同	同
	令和七年五月二十八日（水）	同	甲斐市敷島総合文化会館	同	同
	令和七年五月三十日（金）	同	中央市役所南館	中央市（旧豊富村を除く。）	同
	令和七年四月十六日から令和八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する区域全般	同
	令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和七年五月三十日までに検査を受けなかった場合に限る。）	同	同
皮革面積計	令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所

備考　検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。